

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 元年 5月20日

大分県知事 殿

提出者

住 所 大分県豊後大野市清川町砂田1671番地  
氏 名 清川産業株式会社

代表取締役 江藤 龍治

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0974-35-2121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清川産業株式会社
事業場の所在地	豊後大野市清川町砂田1671番地
計画期間	平成31年 4月 1日 ~ 令和 2年 3月31日

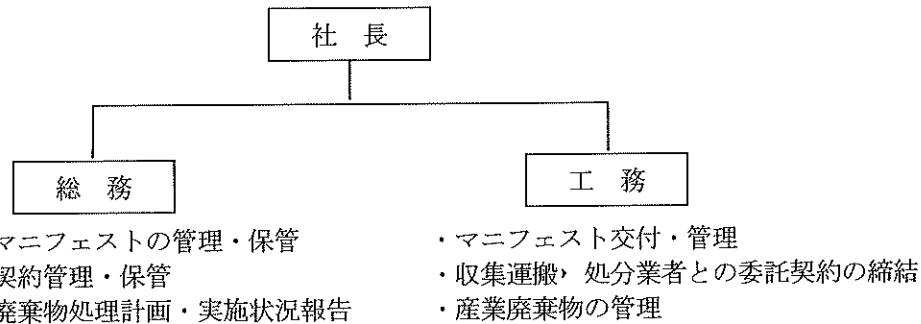
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 39,820万円
③従業員数	15名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工事現場 → コンクリート殻 → 委託処理(破碎) アスファルト殻 → 委託処理(破碎) その他がれき類 → 委託処理(破碎) 廃プラスチック → 委託処理(破碎・選別・埋立) 木くず → 委託処理(破碎)

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】 別紙 1		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 別紙 1		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
再資源化施設に運搬し、処理を委託し建設副産物として再資源化し再利用する			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	種類 コンクリート殻 アスファルト殻 木くず がれき 廃プラ等 取組 廃棄物の発生時になるべくその場で分別、集積を行なうようにしている
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	的確な分別に努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
②計画		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		該当なし	
		該当なし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
②計画		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		該当なし	
		該当なし	
		該当なし	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		該当なし	
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組)		該当なし	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 30 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	別紙2	
	全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
再生利用業者への 処理委託量	t	t	
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組)		委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し 書面による契約を実施している。	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
現状通りで特にその他の実施予定はない。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙-1

【 前年度（平成30年度）実績】						
① 現状	廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト殻	その他の がれき類	ガラス 陶磁器くず	金属くず
	排出量	720.36t	259.90t	8.89t	0.10t	1.77t
(これまでに実施した取組)						
② 計画	・請負工事の質と量により変動する。 ・適切な産業廃棄物処理業者に委託する。 ・廃棄物の適切な分別作業を行う	ガラス 陶磁器くず	磨フラスチック	金属くず	木くず	繊維くず
	600.00t	250.00t	10.00t	5.00t	100.00t	

【 目標】						
② 計画	廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト殻	その他の がれき類	ガラス 陶磁器くず	金属くず
	排出量	600.00t	250.00t	10.00t	5.00t	100.00t
(今後実施する予定の取組)						
③ 現状	・現状に同じ	ガラス 陶磁器くず	磨フラスチック	金属くず	木くず	繊維くず

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙-2

【 前年度（平成30年度）実績】						
① 現状	廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト殻	その他がれき類	ガラス陶磁器くず	金属くず
	全委託料	720.36 t	259.90 t	8.89 t	0.10 t	1.77 t
	優良認定処理業者への処理委託料	t	t	t	t	t
	再生利用業者への委託量	720.36 t	259.90 t	8.89 t	0.10 t	1.77 t
	認定熱回収業者への処理委託料	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託料	t	t	t	t	t	t

【目標】						
② 計画	廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト殻	その他がれき類	ガラス陶磁器くず	金属くず
	排出量	600.00 t	250.00 t	10.00 t	t	5.00 t
	優良認定処理業者への処理委託料	t	t	t	t	100.00 t
	再生利用業者への委託量	600.00 t	250.00 t	10.00 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	100.00 t
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託料	t	t	t	t	t	t